

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について（概要）

令和 8 年 5 月 22 日
消 費 者 庁
食 品 衛 生 基 準 審 査 課

1. 改正の趣旨

- 内閣総理大臣は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品又は添加物の製造等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができ、規格基準が定められたものについては、同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。規格基準については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）において定められている。

2. 改正の概要

- 規格基準告示について、以下の改正を行う。
 - ・ 試薬・試液等「L-グルタミン酸測定用試液」について、流通実態にあわせた規格に変更する。
 - ・ 試薬・試液等「L-グルタミン酸測定用前処理試液」について、試験の実行性の観点から、新たに規格を設定する。
 - ・ 既存添加物「グルタミナーゼ」について、試験試薬の変更に伴い、試験の実行性の観点から成分規格を変更する。
 - ・ 既存添加物「フルクトシルトランスフェラーゼ」について、試験の実行性の観点から成分規格を変更する。

3. 根拠条項

- 法第13条第1項

4. 施行期日等

- 告示日：令和8年9月（予定）
- 施行期日：告示日